

診療用エックス線装置備付届

令和 年 月 日

(あて先) 姫路市保健所長

管理者名 _____

医療法第 15 条第 3 項の規定により備えた診療用エックス線装置を次のとおり届出ます。

記

診 療 所	ふりがな 名 称			
	所 在 地			
		TEL ()		
		FAX ()		
備 付 年 月 日	令 和 年 月 日	台 数	台	

放射線診療従事者の被ばく測定器の名称	有	ガラスバッチ (胸腹部用、頭頸部用) ・ガラスリング ポケット線量計 TLD その他 ()	無
放射線量測定線量計 (当該装置の放射線量の測定)	有	種類・名称	無
放射線測定器又は用具 (放射線障害が発生するおそれのある場所の測定)	有	種類・名称	無

【添付書類】 添付されている書類について、をチェックすること。

- 1. 病院又は診療所の全体図面
- 2. 管理区域隣接部の平面図 (上下階を含む)
※管理区域及び標識の位置を明示すること。
- 3. エックス線診療室詳細図 (平面図、立面図)
※エックス線診療室の標識、使用中の表示、注意事項の掲示する位置を明示すること。
- 4. 遮蔽計算書
※管理区域、敷地の境界、使用室等
- 5. 管理区域及びエックス線診療室外側の実効線量当量率又は実効線量当量
- 6. 放射線障害の防止に関する病院内機構 (責任者氏名を含む)
- 7. 事故発生時の関係機関への通報基準及び連絡網
- 8. 使用測定器の校正証明書 (写し)

注) 「エックス線装置」の届出は、個々のエックス線装置毎の届出ではなく、病院 (診療所) として、エックス線装置全体を届出するものであって、個々の装置の追加、更新等は、変更届として届出ること。

エックス線装置の製作者名及び型式				
診療室名	製作者名	型 式	定格出力	用 途

※エックス線装置全体の概略が分かるように記入すること。なお、個々の装置の追加、変更があった場合についても、装置全体を記入すること。

※エックス線診療室内に複数のエックス線装置を備え付けた場合、装置毎に届出が必要である。なお、この場合エックス線装置の使用条件等を具体的に記載し、2台以上の装置から患者に同時照射できないようにする装置を設けること。

放射線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は 診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴			
職 種	氏 名 (生年月日)	経 歴	

注) 経歴の欄は、放射線診療に従事するすべての医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師について免許の種類、免許取得年月日、免許証の番号を記入すること。

(第1種放射線取扱主任者、放射線管理士を取得している場合はその旨を記載すること)

